

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

取引先への災害見舞金は損金に

Q：取引先が阪神大震災により被害を受けましたので、会社から見舞金を支出しました。交際費として取り扱われるのでしょうか。

A：法人が取引先等に対して支出した見舞金は、通常、交際費として取り扱われます。災害による見舞金においても、新潟地震通達にある「特約店、得意先に対して支出した見舞金等は交際費として取扱う」との扱いが踏襲されていました。

しかし、今回の阪神大震災は従来の災害とは比べものにならないほどの災害のため、取引先等に復旧費用等を寄付した場合には、交際費とせず、損金算入として処理して差し支えないこととされました。

新潟地震通達と異なった判断であり、注目すべき取扱いといえます。

取引先等には、得意先、仕入先などのほか子会社なども含まれます。

こうした相手先の復旧のための支出であれば「災害見舞金」として取り扱われます。よって、本来寄付金として取り扱われるような子会社の修繕費用の負担についても、全額損金算入が認められます。

ただし、この取扱いは相手方法人の「復旧」を目的としているので、例えば取引先役員の宅地の被害に際し個別に支出するようなものは交際費となるでしょう。

